

議会改革検討会議に係る報告書

当会議は、議会改革に係る検討項目について、協議を行った結果、別紙のとおり、結論を得たので、報告する。

平成24年3月27日

神奈川県議会議長
持田文男 殿

議会改革検討会議
座長 国吉一夫

I 議会報告会

1 内容

(1) 実施方法

議会報告会として特別委員会を県庁舎以外の場所に出向いて開催し、議会活動を県民に広報する。

(2) 実施時期

平成24年度から試行的に取り組むものとする。

2 議論の概要

議会基本条例に「県議会は、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、議会活動の積極的な広報に努めるものとする。」と定められており、県議会としての広報や公聴活動を充実していくために、具体的な展開について検討する必要がある。

議会報告会については、様々な実施方法が各県では採られているが、それらを参考にすると、地域に出向いて行うことが重要となる。

付議事件が特定分野であって、調査事項が地域との関連が付きやすい特別委員会を県民の身近な地域で開催することが適切である。

多くの県民に来ていただくためにはテーマ設定が重要で、県民に身近で関心が高いものに絞るなど実施に当たっての工夫が必要であるとともに、開催についての県民への十分な周知が求められる。

議会基本条例に位置づけられた内容でもあるので、まず、試行的に取り組む必要がある。

Ⅱ 本会議における一問一答

1 内容

(1) 実施方法

本会議における質問については、一般質問において、再質問の回数は従前どおりとし、分割する大項目を工夫して、質問できる項目を細分化する分割質問方式を選択できることとする。

(2) 実施時期

平成24年度から試行的に取り組むものとする。

2 議論の概要

議会基本条例に「県議会は、会議等での質問及び質疑の充実に向け、一問一答方式その他の効果的な方法を選択するものとする。」と定められており、本県では、平成22年から分割質問方式を導入し、その結果、本会議の活性化が図られ、県民への分かりやすさが増している。

分割質問方式の効果を踏まえ、さらに一歩進める必要がある。

質問項目の工夫による分割質問方式を選択できるようにすることは、県民にとって、より分かりやすく、効果的な方法につながるものである。

まず、一般質問で試行することが適切である。

Ⅲ 災害時における議会の取組

1 内容

災害時において、議会として災害状況の把握や情報の共有化を行い、議会としての対応を図るための体制整備として「議会災害対策会議（仮称）」を設置する。

2 議論の概要

執行部の災害対策本部と議会が組織的に連携し、情報の共有をしていくことは重要である。

災害時においては、会議構成員が様々な事情で出席できないなどの事態も予想されるので、委員の代替順序を決めておく必要がある。

平成24年度の出来るだけ早い時期の設置を目指すべきである。